

よくあるご質問

Q1 この報告はどのようなものですか？

A1 令和6年度に栃木県の電子処方箋導入促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた場合に、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定後、返還すべき補助金があるかどうかを確認するためのものです。報告が必要なことは、電子処方箋導入促進事業費補助金交付要領に定めているほか、交付決定通知に交付の条件として記載しています。

Q2 報告の対象となるのはどのような場合ですか？

A2 令和6年度に補助金の交付を受けた全ての医療機関・薬局が対象となります。仕入控除税額が「0円」（返還額なし）の場合であっても、必ず報告が必要です。

Q3 個人事業主の場合も、報告が必要ですか？

A3 個人事業主か法人かに関わらず、全ての補助事業者が報告する必要があります。

Q4 補助金の交付を受けた医療機関・薬局はすでに廃止していますが、報告の必要はありますか？

A4 補助金の交付を受けた後に医療機関・薬局を廃止した場合も報告する必要があります。

Q5 報告はいつ行えば良いのですか？

A5 報告は、補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税を所轄税務署に確定申告した後に行っていただくものです。消費税の納税義務がなく、確定申告を行う必要がない場合には、納税義務がないことが分かった時点で速やかに提出してください。

Q6 同じ医療機関・薬局で「初期導入」と「新機能追加導入」の交付を受けましたが、一括で報告してよいですか？

A6 いいえ。同一施設でも、一括で報告することはできません。対象施設ごと、補助金交付決定ごとに1件の報告としてください。

Q7 国の補助金について、事業者一括申請を行った場合に、仕入税額控除の報告を一括申請できますか？

A7 いいえ、一括では報告できません。対象施設ごと、補助金交付決定ごとに1件の報告としてください。

Q8 令和6年度に補助金の交付を受け、令和7年度の補助金もすでに交付を受けました。報告は、二年度分合算して行ってもよいですか？

A8 いいえ、合算では報告できません。対象施設ごと、補助金交付決定ごとに1件の報告としてください。

Q9 法人で薬局店舗では確定申告等を行っていませんが、どうしたらよいですか？

A9 報告書の作成には、法人の課税の情報や消費税の確定申告書等が必要となります。本社経理部門担当の方や顧問税理士の方などに御相談ください。

Q10 仕入税額控除の報告を栃木県に報告した後に行なうことはありますか？

A10 返還額が0円の場合には、報告をしていただくことで手続きは完了となります。返還額がある場合には、報告書の内容を審査し、額が確定した後に、県から納入通知書を送付します。納入通知書に記載の内容を御確認いただき、所定の金融機関にて納付してください。
なお、いずれの場合も、報告内容の確認のため、照会させていただく場合があります。

Q11 他の事業で、すでに仕入税額控除の報告を行っていますが、別途、報告が必要ですか？

A11 補助金の交付を受けたそれぞれの事業で報告が必要であることから、他の事業で報告していても、電子処方箋に係る県補助金を受けている場合は報告が必要となります。

Q12 どのように提出すればよいですか？郵送やメールでもよいのですか？

A12 「栃木県電子申請システム」によるオンライン報告のみとなります。

URL :

添付する書類については、提出書類一覧表を参照してください。

Q13 電子処方箋の導入（支払い）は前年度に行いましたが、補助金の交付を受けたのは今年度です。いつの申告に基づき報告しますか？

A13 電子処方箋管理サービス等を課税仕入れした日（支払日など）が属する課税期間の消費税確定申告に基づいて報告してください。

＜参考＞

○ 消費税仕入控除税額とは何ですか？

補助金収入は不課税のため、消費税法上、課税対象とはなりません（非課税売り上げとなります。）。

一方、補助事業の対象経費は課税仕入れとして仕入税額控除することが可能なため、補助事業者が仕入税額控除をした場合、課税事業者は消費税相当の金額の還付を受けることが可能になります。

これを国・地方公共団体からみると、補助金を交付し、かつ消費税を還付したことになり、結果として消費税相当分を2重に支払っていることとなるため、当該仕入控除税額分の補助金を県に返還していただく必要があります。

仕入税額控除について、詳しくは税理士・所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）を御確認ください。